

(公印省略)
学字第35-86号
令和4年3月4日

各市町村児童福祉主管課長 様

群馬県生活こども部
私学・子育て支援課長 廣田 暢実

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための群馬県のまん延防止等
重点措置」(第5弾)を踏まえた対応について(通知)

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から適切に御対応いただき、感謝申し上げます。

既に御承知のとおり、県内における新規感染者数が依然として多いこと、病床使用率が高いこと等を総合的に勘案し、群馬県のまん延防止等重点措置の適用期間が令和4年3月7日(月)～3月21日(月)まで延長されました。

各市町村におかれましては、貴管内の保育所、認定こども園、放課後児童クラブに対し、まん延防止等重点措置期間中については、特に下記事項に留意し、適切な感染拡大防止対策を講じるよう引き続き御指導をお願いするとともに、原則開所ではありますが、地域の実情に応じ、登園自粛の要請等の御対応をお願いいたします。

記

1. 職員や保護者のマスク着用、遊具等のこまめな消毒等の基本的対策の徹底
2. 感染リスクの高い活動を避ける、少人数に分割した保育、大人数での行事の自粛、保護者参加の行事の見合わせ、延期などの対応
3. 発育状況からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については可能な範囲で、一時的に、マスク着用を推奨する。

※ まん延防止重点措置期間中の留意事項については、「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて(第十三報)」の間20以降に詳しく記載があります。

※ 詳細は、別添「新型コロナウイルス感染拡大防止のための群馬県のまん延防止等重点措置(第5弾)(3月7日(月)以降の措置)」を御確認ください。

また、最新の県内感染状況については、県Webページ「新型コロナウイルス感染症対策サイト」、「新型コロナウイルス感染症まとめページ」等を御覧ください。

※ まん延防止等重点措置の区域等

【措置区域】35市町村

事務担当：子育て支援係・保育係
TEL：027-226-2622(子育て支援係)
027-897-2689(保育係)